

別紙

I. 事業評価総括表

(単位：円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間 接交付金事業者名	交付金事業に要し た経費	交付金充当額	備考
1	公共用施設に 係る整備、維 持補修又は維 持運営等措置	消防車両等整備事業	那賀町	27,740,880	27,740,880	(総事業費) 27,756,000
2	公共用施設に 係る整備、維 持補修又は維 持運営等措置	停留所整備事業	那賀町	1,000,000	1,000,000	(総事業費) 1,467,720

(備考) 事業が2つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表(1)

番号	措置名	交付金事業の名称			
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	消防車両等整備事業			
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		那賀町			
交付金事業実施場所	那賀町中山、和食郷、土佐、阿井				
交付金事業の概要	小型動力ポンプ付積載車4台、小型動力ポンプ1基				
総事業費(円)	27,756,000	交付金充当額(円)	27,740,880		
		うち文部科学省分	27,740,880		
		うち経済産業省分	27,740,880		
交付金事業の成果目標	鷺敷地区における耐用年数を超えた消防設備を更新し、消防団員の負担を軽減する。				
交付金事業の成果指標	耐用年数を超えたポンプ積載車を85%から28%に、小型動力ポンプを20%から0%に減少させる。				
交付金事業の成果及び評価	<p>那賀町は、過去に甚大な自然災害を経験したため、防災意識や機材の配備に地域住民の関心・要望の強い町である。鷺敷地区の消防団においても、消火活動に必要な機器などの整備を促進しているが、消防車やポンプが老朽化しているため、所属する消防団員が、頻繁に点検作業を行っており、消防団員の負担は非常に大きいものである。本事業により、耐用年数を超えたポンプ積載車と小型動力ポンプを更新することで成果指標の数値を達成することができ、消防団員の負担軽減に貢献した。</p>				
交付金事業の契約の概要					
	契約の目的	契約の方法等	契約の相手方	契約金額(円)	
	小型動力ポンプ付積載車及び小型動力ポンプ購入	指名競争入札	株式会社 藤島	27,756,000	
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無	無	無	交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度	該当無し	

- (備考)
- (1) 事業ごとに作成すること。
 - (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
 - (3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条に規定する同法の目的の趣旨を踏まえて具体的に記載すること。
 - (4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。
 - (5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。
 - (6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
 - (7) 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。

II. 事業評価個表(2)

番号	措置名	交付金事業の名称		
2	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	停留所整備事業		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		那賀町		
交付金事業実施場所	那賀町百合			
交付金事業の概要	停留所上屋建築一式 撤去工事一式			
総事業費 (円)	1,467,720	交付金充当額 (円)	1,000,000	
		うち文部科学省分		
		うち経済産業省分	1,000,000	
交付金事業の成果目標	バス停留所の上屋を整備し、バス利用環境の改善を行う。			
交付金事業の成果指標	丹生谷線バス停留所の上屋整備割合を60%から63%に増加させる。			
交付金事業の成果及び評価	那賀町では、過疎化の進行が著しく、高齢者の移動手段として、本町唯一の公共交通手段である公共バスの重要性が年々高まっている。本事業は、住民からの要望が強いバス停留所の上屋を整備することで、バス利用環境の改善に貢献した。			
交付金事業の契約の概要				
	契約の目的	契約の方法等	契約の相手方	契約金額 (円)
	停留所上屋の整備	指名競争入札	株式会社 東和	1,467,720
成果及び評価に係る第三者機関の活用の有無	無	交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度	該当無し	

- (備考)
- (1) 事業ごとに作成すること。
 - (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
 - (3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条に規定する同法の目的の趣旨を踏まえて具体的に記載すること。
 - (4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。
 - (5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。
 - (6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。
 - (7) 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。